

## 清須市広告付案内地図板設置機器仕様書

### 1 機器仕様等

#### (1) 機器の仕様等

機器の仕様等は次のとおりとする。その他の仕様については、協議のうえ決定する。

- ① 案内地図板は、縦 2,000 mm×横 3,800 mm、奥行き 700 mm以内とし、可動式キャスタータイプとする。
- ② 案内地図板本体は、案内地図、庁舎フロア案内枠、庁舎内行事案内枠、広告枠で構成すること。
- ③ 案内地図板の裏面については、A0サイズの印刷物等が掲示できることとし、そのための照明器具が設置されていること。
- ④ 本体枠の角が鋭利とならないよう加工する。
- ⑤ 照明は LED 内照式とし、調光器により明るさの調整ができるようにすること。またタイマー等により電照時間を自動制御できることとし、手動スイッチによる電源の入り切りも容易にできるようにすること。
- ⑥ 地震などの際の転倒防止策等を十分に講ずること。

#### (2) 案内地図

- ① 地図は本体内に収まり、市内全域地図の構成とすること。
- ② 国土地理院の地図をベースに作成すること。
- ③ 公共施設・災害時の避難場所等の地点を分かりやすく表示すること。
- ④ 色合い、デザインについては、市の承認を得ること。

#### (3) 庁舎フロア案内枠

- ① 市と協議を行い、原案を作成し、庁舎フロア案内図を表示すること。
- ② レイアウト及び課名等の変更が行われた際には、すみやかに修正すること。
- ③ 色合い、デザインについては、市の承認を得ること。

#### (4) 庁舎内行事案内枠

- ① 庁舎における「本日の会議予定等」を表示すること。また、当該会議予定等は USB 接続機器による更新が可能であること。
- ② 色合い、デザインについては、市の承認を得ること。

#### (5) 広告枠

- ① 広告主の広告を表示することができる。(写真・名称・所在・電話番号等)
- ② 広告内容等に関する一切の責任は事業者が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わない。
- ③ 事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと。
- ④ 掲載広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、民間事業者等の広告欄であることを注記すること。また、広告の内容に関する責任の帰属に関する事、その他必要な事項についても注記すること。
- ⑤ 広告枠の掲載内容については、事前に市担当者へ提出し、承認を得ること。

#### (6) その他

その他、仕様でない項目については、市と協議のうえ決定する。

## 2 その他

- ① 制作・設置・移設・撤去等に関する一切の費用は事業者が負担すること。
- ② 破損・汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行い、必要に応じて修正するなど常に正確な情報を発信すること。また、1年に1度は地図情報の更新及び張替えを行うこと。
- ③ この仕様書に明記されていない細部の事項については、市担当者の指示に従うものとする。
- ④ 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは両者が協議してこれを解決するものとする。

### ■現況写真（設置案イメージ）

